



発行：文部科学省科学研究費補助金

新学術領域研究「法と人間科学」 代表：仲 真紀子

総括班出版担当：伊東 裕司・指宿 信・城下 裕二（50音順）, 支援室

2014年3月号

## ◆ 目次

- 法と人間科学支援室からのお知らせと ----- 1  
HP 情報インデックス
- 実務家と研究者のクロスセクション  
「実務と学術の融合? ----- 2  
あるいは役割分担・相互作用?」  
北海道大学 緑 大輔
- 研究アゴラ ----- 3  
論文紹介  
「裁判員裁判における量刑判断」  
北海道大学 城下 裕二

## 巻頭歳時記

本州はすっかり春めき、桜が待ち遠し季節、入学試験や卒業式など慌ただしい季節ですね。一方の札幌は、春の嵐か大雪が到来です。3月は法と人間科学のイベントも大変賑わい、実務家研修、模擬裁判、犯罪学リテラシー研修会、長谷川班による公開シンポジウム、法と人間科学メンバー・関係者向けの合宿（通い形式）が開催されました。これ以外にも、定例の札幌法と心理研究会も月に1度開催され、活発な研究交流が行われています。ホームページにも随時開催をご案内しておりますので、ご参加下さい。ご参加の際には支援室にご一報くだされば幸いです。11月に始動した東京法と心理研究会も随時開催のお知らせをHPにご案内いたしますので、ご注目下さい。（支援室・高橋）



## 法と人間科学支援室とHP情報インデックス

## ■ 支援室からのお知らせ

## ● 3月～6月の学会情報

- 3月21～23日 日本発達心理学会 第25回大会  
[ 京都大学, 百周年記念館および吉田南キャンパス ]
- 3月27～30日 American College of Forensic Psychology.  
30th Annual Symposium in Forensic Psychology  
[ San Diego, U.S.A. ]
- 5月10日～11日 日本法社会学 2014年度学術大会 [ 大阪大学 ]
- 5月29～6月1日 50th Annual Meeting of the Law and Society  
Association [ Minneapolis, U.S.A. ]
- 6月2～3日 7th Annual Masterclass 2014 of the International  
Investigative Interviewing Research Group (IIRG)  
[ University of Lausanne, Switzerland ]
- 6月4～6日 7th Annual Conference 2014 of the International  
Investigative Interviewing Research Group (IIRG)  
[ University of Lausanne, Switzerland ]
- 6月4～8日 33rd Annual ASTC (American Society of Trial  
Consultants) Conference in 2014 [ Asheville, U.S.A. ]
- 6月14日 日本被害者学会第25回学術大会 [ 京都産業大学 ]
- 6月19～22日 14th Annual Meeting of the International  
Association of Forensic Mental Health Services  
[ Toronto, Canada ]
- 6月28～29日 日本認知心理学会 第12回大会 [ 仙台国際会議場 ]

## ■ ホームページ (お知らせ・イベント)

[ <http://law-human.let.hokudai.ac.jp/> ]

## [ イベント告知 ]

- 「法と人間科学」協賛シンポジウム  
「裁判員裁判と集団意思決定」の開催  
2014年3月22日(土) 14:30～17:00、  
関西学院大学上ヶ原キャンパスにて  
<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/419/>
- 国際シンポジウム  
「刑事施設での医療をいかに構想するか  
—フランスの実践とヨーロッパのパースペクティブ—  
」の開催  
2014年3月22日(土) 13:00～17:00、  
龍谷大学 深草学舎 22号館 102教室にて  
<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/a04/ishiduka/archive/444/>
- [ イベント報告 ]
- 2013年度 模擬裁判  
2014年3月2日(日) 午後1時～5時、  
慶應義塾大学・三田キャンパスにて  
<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/118/442/>
- 犯罪学リテラシー研修  
「～あなたも、犯罪学をしませんか?～」  
2014年3月3日(月)・4日(火)、  
龍谷大学深草学舎 紫光館および至心館にて  
<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/118/429/>

※各URLは、ハイパーリンクになっています。URLをクリックすると、そのサイトが開きます。

## 実務家と研究者のクロスセクション



## 実務と学術の融合？ あるいは役割分担・相互作用？

北海道大学大学院法学研究科・准教授 緑 大輔

「実務と学説の関係をどのように形成するのが望ましいのか」という問題は、法学においては古くから議論されてきた事柄である。特に刑事訴訟法学の領域では、実務と学説の間の距離が大きいという指摘が繰り返されてきた。元裁判官の刑事訴訟法学者であった鴨良弼博士は、1977年に「なぜこうも、法の研究者の見解と法実務家のそれとがきびしく相違するのかと、やりきれない感じにおそわれることがしばしばある」と述懐した。

そのような指摘が生じる原因として、いくつかの理由が考えられる。それぞれが重んじる価値観の相違もあったと思われるが、一般論としていえば、解決しようとする課題の設定の仕方や、その解決のために用いる手法にも違いがあったことも影響しているのだろう。学説はその性質上、どうしても普遍性が高く汎用性のある理論の構築を目指す傾向にある。それに対して、実務は個々の事件の妥当な解決に主たる関心があるため、その事件のためにオーダーメイドされた論理を期待する側面があるのだろう。抽象化された学説が、具体的な事象を扱う実務のあらゆる問題に対して、明確な指針となる「答え」を与えることは難しい。

この問題は、おそらく法学固有の問題ではない。過去の『法と人間科学通信』においても、何度かこの問題への言及がなされてきた。心理学等の人間科学の領域においても、現実と直面する個々の事件に人間科学の知見を用いることができるか否かが、鋭く問われ、汎用性の高さを目指して構築されたはずの理論が、個々の事件との事実の相違などを指摘されて適用されずに終わることも少なくないであろう。逆に、個々の事件に即した証拠評価に立ち入ると、実務家が行う事実認定との違いを十分に意識してもらえぬまま、耳を傾けてもらえなかったことも、ときにはあったのかも知れない。

しかし、両者の「融合」が困難かといえば、少なくとも不可能ではないと思う。刑事訴訟法学においても、実務と学説の間の対話は1990年代以降、更に法科大学院の設置や司法制度改革等の要因も加わって、相当程度進みつつあるように感じられる。そこでの様子と対比するに、もし「融

合」の意味するところが、実務家からの問題提起を受けて、研究者が汎用性の高い理論を構築し、実務にフィードバックするという相互作用と役割分担を指すのであれば、それは関係する実務家・研究者の意欲次第で生産的な営みをもたらすはずである。とりわけ、実務の運用が固まっていない制度の変革期においては、問題設定が適切になされ、かつその論理の射程が明晰な研究成果は、実務家にとっても吸収しやすいものになるだろう。

冒頭で引用した、「やりきれない感じ」を抱く鴨博士は、次のような言葉を投げかけている。「法学者は、その盲点となりがちな現実面について法実務からのよい示唆を受け、また、法実践者は、その得手ではない部分について法研究者からのよい刺激を受けて正しい法形成に互に協力する。法研究者の法と法実践者の法は、本来、吸引しあう関係におかれ、排斥しあう関係にはないはずである」と。実務と学術の「融合」の一つのありようを、この言葉は凝縮しているのではないか。そして、「法研究者」という言葉は、心理学等の人間科学者にもあてはまるのではないか。

さて、引用したエッセイの題名は「法の育ち」であった（ジュリスト 630号 10頁）。この題名は、鴨博士が、「正しい法形成」を育てるための土壌に研究（学術）も実践（実務）も不可欠な養分だと認識していたことを示唆する。「法と人間科学の育ち」にとっても、このことは同様にあてはまると私は信じる。



## 研究アゴラ



## 論文紹介

## 城下裕二（著）「裁判員裁判における量刑判断」

白取祐司（編）『刑事裁判における心理学・心理鑑定の可能性』（日本評論社、2013年）pp.215-248

北海道大学大学院法学研究科・教授 城下 裕二

本論文は、執筆時点までの裁判例と統計データを手がかりとして、裁判員が関与した量刑の状況を確認しながら、量刑理論とのかかわりで考察しておくべき若干の問題を取り上げ、さらに、最近その重要性が再認識されつつある「情状鑑定」について言及するものである。その意味では、いわゆる規範学としての刑（事）法の論文であるが、裁判員裁判における量刑の実態を検討されている心理学・社会学などの研究者の方々にも読んでいただければと思う。それは、次のような問題意識に基づいているからである。

裁判員制度を導入した意義について、しばしば「量刑に一般国民の健全な社会常識を反映させる」ということがいわれる。こうした目標を掲げること自体におそらく異論はないであろうが、ここでの問題は、「量刑に社会常識を反映させる」とは、具体的に何を意味するのかということである。別な言い方をすれば、裁判員裁判の「導入前」と「導入後」で、量刑の何が変化することが期待されているのか、ということである。

実際にも、裁判員裁判が開始されてから、「導入前」と「導入後」の量刑の比較研究が行われている。多くは、いくつかの犯罪について、言い渡された刑（宣告刑）が重くなったか、あるいは軽くなったか、死刑判決は増加したか、といった観点から検討するものである。こうした考察はもちろん重要であり、かつ必要でもあるが、そうした「量刑の結果」だけが、「変化」を検証する際の指標になるわけではない。

ここで注意しておかなければならないことがある。そもそも量刑がどのようにして導かれるべきかという一般的な原理

（「量刑基準」）は、刑罰の本質・目的によって決まってくる。しかし、考えてみると、裁判員制度の「導入前」と「導入後」とでは、刑罰の本質・目的には何らの変更もないはずである。そうであるなら、裁判員制度が導入されたあとでも、量刑基準そのものには変化はない。というよりも、変化があってもいけないのである。量刑基準自体は、裁判員に対して裁判官が説明し、理解してもらい前提ないし枠組みなのであって、「国民の社会常識を反映させる」べき対象ではない。

それでは、どのように考えるべきか。本論文では、量刑判断のプロセスに着目した。量刑は、①考慮すべき諸事情について事実認定を行い、②量刑基準を設定し、③その基準にしたがって個々の事情を評価・比較衡量し、④それらを「懲役〇〇年」といった特定の刑の種類と分量に変換する、というステップをふむことになる。このように捉えることのメリットは、量刑を、感覚的・総花的ではなく、論理的・分析的に、かつ透明性を保って導くことができる点にある。結論から述べるならば、「健全な社会常識」は、上記の①、③および④の段階において反映されるべきものである。繰り返しになるが、②はそうした対象にはならない。この区別を踏まえてはじめて、裁判員裁判における量刑のあり方を「人間科学的」に検討することができるものと思われる。比喩的には、次のように表現することが許されるだろうか。「裁判員裁判になっても、量刑の〈ものさし〉そのものには変化はない。変化すべきは、ものさしの〈測り方〉である」——と。

## 法と人間科学支援室

## ●領域メンバーへ、情報提供のお願い

本領域のHP、通信、ニューズレターでは、皆様の活動を随時掲載・紹介し、領域の内外にお知らせしておりますので、イベントの告知、報告（レポート）、メディアへの出演情報、新規掲載論文、著作の出版など、当領域に関する活動情報を、是非、法と人間科学支援室（事務局）へメール（lahs \* let.hokudai.ac.jp）にてお寄せ下さい。また、実務家、市民の皆様からのご意見、ご感想および情報提供をお待ちしておりますので、お気軽にご連絡下さい。

## ＜連絡先＞

〒060-0810 札幌市北区北10条西7丁目 北海道大学大学院文学研究科  
新学術領域研究「法と人間科学」支援室  
E-mail: lahs \* let.hokudai.ac.jp, Tel. (011) 706 - 3912

※メールアドレスは\*を@に換えてご利用下さい。